

加東市部活動地域展開推進計画

令和 7 年 1 1 月

加東市教育委員会

目 次

はじめに

I 推進計画策定の背景

- 1 国の動向 1
- 2 県の動向 2
- 3 本市の中学校部活動を取り巻く現状 3～4
 - (1) 部活動における少子化の影響
 - (2) 教員の負担

II 推進計画の基本的な考え方 5

- 1 策定趣旨
- 2 位置付け
- 3 実施期間・取組
- 4 目指す姿

III 学校部活動の地域展開に向けた課題と対応 6～7

- 1 実施主体・運営主体
- 2 地域クラブ活動の認定
- 3 指導者
- 4 活動場所
- 5 保護者負担

IV 地域クラブ活動の大会等への参加について 7

おわりに

はじめに

これまで学校部活動は、我が国のスポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちがスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通じて社会性の育成に資するなど、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。また、教育活動の一環として行われ、教師と生徒が目標を共有し、ともに成長を実感することで、信頼関係の構築にもつながるなど、大切な学びの機会となってきました。

一方、昨今の急速な少子化に伴う、部員数の減少等により、現行の部活動では、子どもたちの幅広いニーズに応えることができない状況が生じています。

また、部活動は、これまで教師の献身的な支援により運営されてきましたが、指導経験がない教員にとって多大な負担となっていることや長時間勤務の一因であるなど課題も挙げられています。

国は、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支援、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するため、有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置付け、できる限り部活動の地域展開の早期実現を目指しています。また、令和8年度からの6年間を改革実行期間として、休日だけでなく、平日も含めた地域展開を目指す期間としています。

本市では、中学校部活動指導員配置事業（国庫補助事業）を活用し、令和2年度から市内中学校へ、顧問と同様に単独での指導や練習試合等の引率が可能な部活動指導員を配置し、部活動の充実や教員の負担軽減に取り組んできました。今後は、将来にわたり子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動等を楽しめる環境づくりを目指し、地域展開を推進します。

【本市における部活動指導員配置人数】

令和2年度	2人	令和3年度	5人	令和4年度	8人
令和5年度	12人	令和6年度	18人		

子どもたちのみならず地域の誰もが、身近でスポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむことができる環境づくりが重要であり、単に学校部活動の地域展開自体を目的化するのではなく、あらゆる関係者の連携・協働の下、子どもたちを含む地域住民全体を巻き込んだ取組を進め、学校部活動の地域展開を地域づくり・地域振興へ発展させていくことが重要であると考えます。

Ⅰ 推進計画策定の背景

1 国の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年5月に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年3月に学校教育法施行規則の改正による部活動指導員の制度化、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）1月には中央教育審議会の答申（「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」）において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されました。

これらを踏まえ、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」により、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示されました。

そして、令和7年5月16日に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめでは、地域クラブ活動の在り方等をよりの確に示すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更となりました。また、令和8～13年度（前期：R8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：R11～R13年度）を「改革実行期間」とし、前期の間に、確実に休日の地域展開等に着手、平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進していくこととしています。そのほか、今後、地域展開を進めていく上で以下のような必要性も示されています。

認定要件	・国から地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要性。
費用負担	・受益者負担と公的負担とのバランス等の在り方等を検討。 ・受益者負担の水準については、国から金額の目安等を示す。

2 県の動向

各自治体で体制づくりを進めていくに当たっては、関係者の合意形成や条件整備等に時間を要する場合も考えられることから、まずは、学校部活動の地域連携や部活動指導員・外部指導者など、地域指導者の活用や合同部活動等を推進し、令和5年度から令和7年度中に、個々の課題を踏まえながら円滑で段階的な地域移行を進めることとし、令和8年度から以下のとおり実施することが目標とされました。

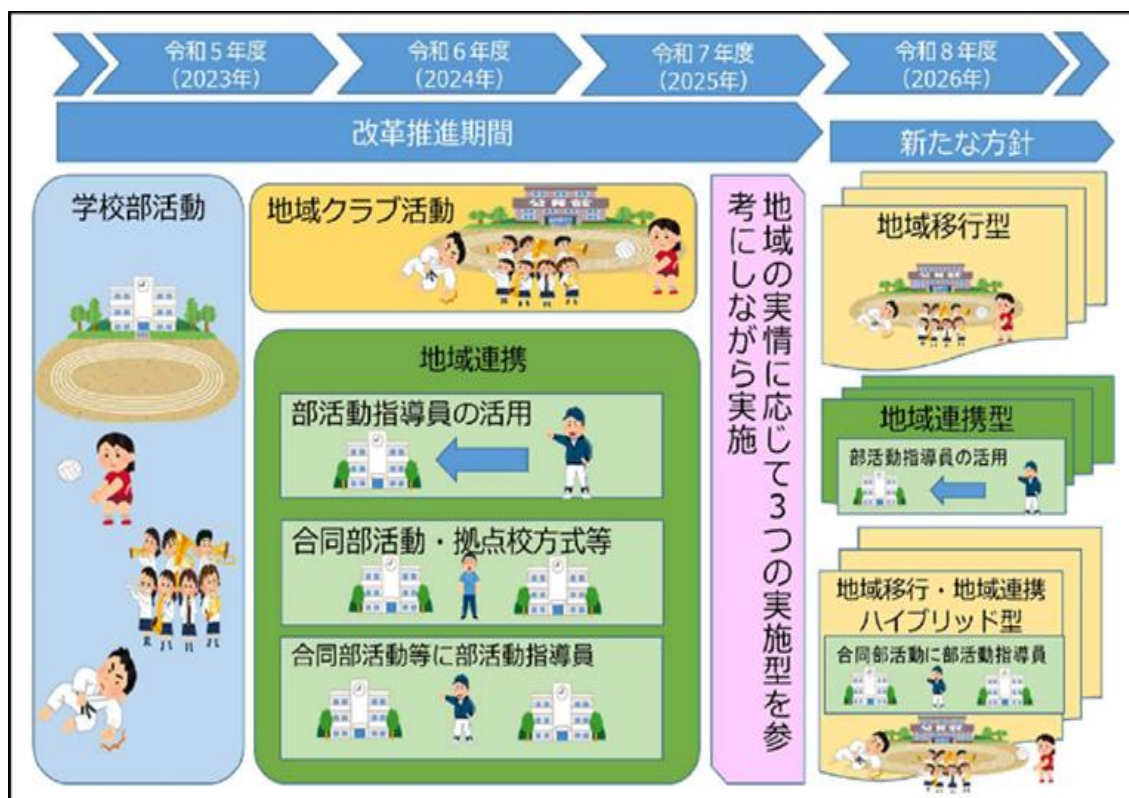
【目的】

中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくり

【目標】

○地域・学校の実情に応じて「地域移行型」「地域連携型」「地域移行・地域連携ハイブリッド型」の3つの実施型を参考にしながら、中学生の持続可能な活動機会の確保

○休日の部活動において、兼職兼業等により指導を望む場合を除き原則、教職員が従事しなくても良い環境づくり



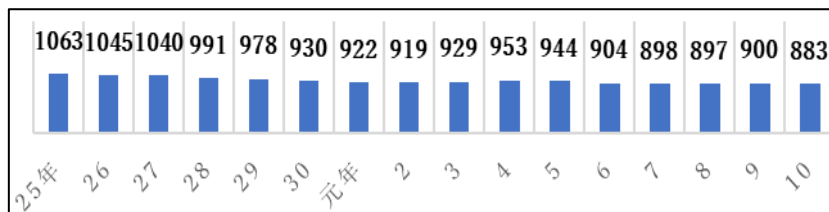
「兵庫県部活動地域移行推進計画」（令和6年7月/兵庫県教育委員会）から

3 本市の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 部活動における少子化の影響

本市の生徒数は、平成25年度の1,063人から令和6年度は904人となり（減少率約15%）、少子化が進んでいます。令和10年度には、883人となる見込みで、今後も減少傾向にあると思われます。

表1 加東市における生徒数の推移（R6以降は見込み）



少子化は部活動の加入数にも影響しており、令和6年度の1・2年生を見ると、全生徒数574人のうち、約86.4%の496人の生徒が部活動に参加しているものの、入部者の偏りや全体数が少ないことから、団体競技においては学校単位でチームが組めず、運動部活動では、合同チームで大会に参加せざるを得ない競技、学校が増加しています（野球、サッカー、ソフトボール等）。合同チームは生徒の大会への出場機会を保障するための中学校体育連盟による措置ですが、年度によってチーム編成が変わるなど、課題となっています。文化部活動においても部員の減少など、同様の傾向が見られます。

また、近年では学校部活動以外のスポーツクラブ・団体等に所属する生徒が市内では、51人、全体の約11.3%になり、年々増加しているなど、子どもたちを取り巻く環境の変化やニーズの多様化が見られます。今後、従来の枠組みでの部活動の維持が一層難しくなっている現状にあります。

表2 中学校部活動の部員数（R6年度）

部活動	社		女		滝野		男		女		東条		男		女		社	滝野	東条	3校
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2				
軟式野球	10	2			4	4			1	2	2						12	9	4	25
サッカー	6	6			11	1				2	9					3	12	12	14	38
陸上競技	12	8	10	7													37	0	0	37
剣道	1	2	2														5	0	0	5
バドミントン											5	1	4	2			0	0	12	12
男子バレー	3	6			4	7				3	4						9	11	7	27
男子バスケ	4	15			8	8											19	16	0	35
男子卓球	3	10															13	0	0	13
男子テニス	15	11			9	11											26	20	0	46
女子バレー			6	14			5	5			2	7					20	10	9	39
女子バスケ			9	6			5	5			5	3					15	10	8	33
女子卓球			11	11			17	8									22	25	0	47
女子テニス			14	3			6	12			9	10					17	18	19	54
ソフトボール			10	5													15	0	0	15
吹奏楽	2	2	5	12			4	10	4	3	3	2					21	14	12	47
美術部			6	1													7	0	0	7
文芸部											5	1					0	0	6	6
科学部																	0	0	0	0
科学園芸					2	4											0	6	0	6
飼育園芸		1	2	1													4	0	0	4
校外部	11	13	1	1	3	9	1		7	3	2						26	13	12	51
無所属	3	8	4	5		2		2		2		1					20	4	3	27

（２）教員の負担

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、ICT教育への対応、いじめ・不登校への対応など、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、教職員が取り組まなければならない課題もますます多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

令和４年に文部科学省が行った教員勤務実態調査では、１日当たりの在校等時間（表３）は、小学校で平日１０時間４５分、休日３６分、中学校では平日１１時間０１分、休日２時間１８分でした。そのうち、勤務時間は、７時間４５分のため、月当たりの超過勤務時間の合計は、小学校で６２.４時間、中学校で７４.５時間という結果が出ており、小学校と比較して中学校が長いことが分かりました。

表３ １日当たりの在校等時間（時間：分）【１０・１１月】
（令和４年度教員勤務実態調査：文部科学省HPより一部抜粋）

平日	小学校			中学校		
	平成28年度	令和４年度	増減	平成28年度	令和４年度	増減
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31
土日	小学校			中学校		
	平成28年度	令和４年度	増減	平成28年度	令和４年度	増減
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04

また、業務内容別の在校等時間（表４）を見ると、中学校の教員が部活動指導にあてる時間は、平日で３７分、休日で１時間２９分であり、月当たり１８時間前後となりますが、練習試合や大会等への引率などを含めると、さらに長時間になる状況となります。

表４ 業務内容別の在校等時間（時間：分）【１０・１１月】
（令和４年度教員勤務実態調査：文部科学省HPより一部抜粋）

	平日		土日	
	小学校	中学校	小学校	中学校
授業	4:13	3:16	0:02	0:01
授業準備	1:16	1:23	0:10	0:11
生徒指導(集団１)	0:56	0:49	0:00	0:00
部活動・クラブ活動	0:03	0:37	0:01	1:29

Ⅱ 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

子どもたちが、身近でスポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむことができる環境づくり、そして居場所づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定するものです。

2 位置付け

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を参考に、スポーツや文化芸術活動等を通した生徒の居場所づくり、健全育成という観点から、中学校部活動の地域展開を進めるための計画として位置付けるものです。

3 実施期間・取組

国は、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として位置付けて支援しつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしてきました。また、令和8年度から13年度を「改革実行期間」として、休日の地域展開について確実に着手するとともに、平日・休日を通した活動を包括的に企画調整していく期間と位置付けています。本市においては、各種目団体や各学校、行政の合意形成や条件整備等で時間を要することが想定されるものの、子どもたちのよりよいスポーツ・文化芸術活動等の環境を整備するため、学校や地域の実情に応じた地域展開を推進します。

そのため、国ではこれまでの改革推進期間においては、休日の部活動から段階的に展開していくことを基本としてきましたが、本市では、生徒等に対する一貫性のある指導の観点から、令和10年度総体後を目途に休日と平日を一体的に地域展開し、隔たりのない活動・指導体制の構築を進めます。

4 目指す姿

地域展開を進めていくに当たっては、これまで部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動等の機会を確保しつつ、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障し、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動等に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。そのためには、部活動の地域展開は、単に学校から部活動を切り離すということではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動等に親しめる社会の実現を目指し、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが重要になると考えます。

Ⅲ 学校部活動の地域展開に向けた課題と対応

1 実施主体・運営主体

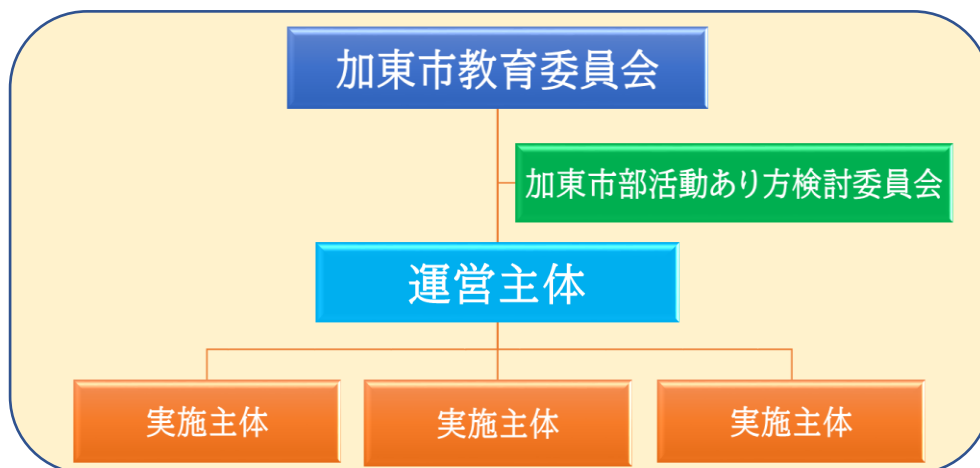
本事業を実施する組織は、継続性・安全性等を考慮し、加東市教育委員会が定める認定要件に沿った活動を行う団体とします。

実施主体の活動を統括する運営主体については当面の間、加東市教育委員会を想定し、今後の運営について検討を進めます。なお、各種目の地域クラブ運営に関しては、既存・新設を問わず、円滑な地域展開が可能になるよう支援を検討します。

地域展開を進めるにあたっては、体制整備はもちろん、行政、学校、種目団体等の関係団体との連携が重要となります。各部活動の地域展開に伴う合意形成等、種目や地域クラブによって事情が違ふことから、まずは取組を進められるところから支援していき、将来的には完全地域展開を目指します。

合意形成や条件整備等については、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動等を楽しむ機会を確保し、子どもたちのことを第一に考えることを基本とします。

【イメージ図】



2 地域クラブ活動の認定

新たに地域クラブ活動となる団体については、新設又は既存を問わないこととしますが、子どもたちが安全安心に活動できる体制を整えるため、一定の要件を満たすことで登録団体として認定します。学校との連携が図れていることや日常継続的に適切な指導体制が構築されていること、クラブ規約等により適切な運営を行うこと等を要件として設定します。これにより、実施に当たり運営主体や各地域クラブ活動内でのトラブル等を回避し、子どもたちがのびのびとスポーツ・文化芸術活動等を楽しめる環境の整備を目指します。

3 指導者

指導者としての活動を希望する場合は、今後整備する人材バンクへ資格保有の如何を問わず登録します。それをもとに、地域クラブ活動の団体が指導者を募集する場合、加東市教育委員会がマッチングをします。地域クラブ活動で指導者として従事するかどうかは、実施主体と活動希望者で決めていただきます。

資質・能力の確保・維持については、管理者が定めた規則を遵守することや指定の研修や講習会等を受講することを条件とします。

教員等については、活動を希望する場合、兼職兼業制度の活用により教員ではなく、地域指導者の一人として活動します。

4 活動場所

活動場所については、原則、学校施設もしくは社会教育施設の利用となりますが、状況によっては、社会体育施設も利用します。

学校部活動と地域クラブ活動が並行して行われている期間は、部活動を最優先とし、次に地域クラブ活動の利用が優先されるような仕組みを検討します。

5 保護者負担

クラブの活動経費や保険料、大会等の参加料等、保護者負担が発生します。現状の学校部活動の部費相当での設定が想定されますが、種目によって異なる場合も考えられます。各地域クラブ活動で保護者負担の軽減を図るため、できる限り低廉な金額になるよう設定し、保護者に理解を得ることが重要です。特に、保険料については、現在、学校部活動で加入している日本スポーツ振興センターの保険対象外となるため、生徒、指導者とも自己負担となります。

なお、持続可能な地域クラブ活動運営の観点から、指導者謝金等については、受益者負担も含め検討を進める必要があります。

IV 地域クラブ活動の大会等への参加について

部活動の地域展開に伴い、日本中学校体育連盟（中体連）では令和5年度から全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加を全種目で認め、参加が可能となりました。それを受け、県や市の中体連でも同様に地域クラブ活動の参加を認めています。

今後は中体連主催の大会への地域クラブの参加がさらに増加するものと考えられることから、子どもたちの活躍の場を保障するため、中体連との連携を図り、大会等に関する情報提供など地域クラブ活動への支援に努めます。

なお、地域クラブの大会への登録・参加については、各種目で取り扱いが異なる場合があります。

おわりに

加東市では令和5年7月に「加東市部活動あり方検討委員会」を設置し、地域でスポーツ・文化芸術を支えている関係団体・保護者・教職員の代表により、加東市の子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境づくりのために取り組むべき課題等について協議してきました。

ところが、長い歴史の中で培われてきた学校部活動の存在や意義は大きく、前例のない部活動改革の推進には、これまでの私たちの価値観を大きく転換する必要があります。また、地域展開を進めるための体制整備、指導者や活動団体の確保と質の向上、学校との連携方法、活動場所の確保、保護者負担の軽減など、多岐にわたる課題を認識し、その解決に向けて、大人が一丸となって取り組まなければならないとの決意を新たにしました。

この間、「地域移行」という名称は、その理念や地域クラブ活動の在り方をより的確に表すため「地域展開」と変更されました。新たな「地域クラブ活動」は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環と捉えることができ、スポーツや文化芸術活動等を通じた子どもの健やかな成長は、学校の教育だけで行われるものではありません。「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という観点から、学校と地域・保護者が連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。

また、学校部活動からの円滑な地域展開を目指して取り組まれた全国の事例が、数多く集まりつつあります。これらの知見を参考にしつつ、加東市の子どもたちの現状に合わせた地域展開に向け、取組をブラッシュアップさせていくために、さらなる関係者の理解が必要です。

本計画は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解の下、全ての学校部活動がスムーズな地域展開に取り組んでいけるようにすることを目的に策定したものです。学校部活動の抱える課題解決と、子どもたちを含めた地域住民全体が、スポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、地域づくり・地域振興へと発展させていくことを目指します。